

(仮称) 平塚市学校給食センター整備・運営事業に係る事業契約の変更について

(仮称) 平塚市学校給食センター整備・運営事業に係る事業契約を変更しましたので「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）」第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の変更内容を公表します。

令和6年3月18日

平塚市長 落合 克宏

記

1 公共施設等の名称

平塚市学校給食センター

2 公共施設等の立地

神奈川県平塚市田村九丁目23番1号

3 選定事業者の商号又は名称

平塚市四之宮一丁目8番56号

株式会社ひらつか学校給食サービス 代表取締役 山本 徳憲

4 変更内容

(1) 原契約書表書き「4」に定める契約金額を次のとおり変更する。

<変更前>

金16,086,317,227円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金1,456,783,377円）ただし、上記金額に、事業契約書に定める方法により算定した物価変動、金利変動及び提供食数等の変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の増減額を加算した額

<変更後>

金16,098,214,079円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金1,457,864,909円）ただし、上記金額に、事業契約書に定める方法により算定した物価変動、金利変動及び提供食数等の変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の増減額を加算した額

(2) 原契約書別紙4-1「2」「(1)サービス対価A」に定める①サービス対価A1の金額を次のとおり変更する。

<変更前>

サービス対価A1（4,066,880,001円）

<変更後>

サービス対価A1（4,077,695,321円）

(3) 原契約書に付属する(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業要求水準書の一部を次のとおり変更する。

図書名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	修正前	修正後
要求水準書	72	6	3	(3)	オ その他	(ウ) 田村 25 号線を開発区域内道路として、幅員を 9メートル以上に拡幅し、歩道を設置すること。なお、道路拡幅の範囲は、敷地外も含めて、敷地がある街区の南西角(公有地)から南東角(堤防側の公有地)を想定してください。	(ウ) 田村 25 号線を開発区域内道路として、幅員を 9メートル以上に拡幅し、歩道を設置すること。 <u>整備にあたっては事業開始による通行車両の増加や地域住民の動線に配慮し、支障のない計画とすること。</u> なお、道路拡幅の範囲は、敷地外も含めて、敷地がある街区の南西角(公有地)から南東角(堤防側の公有地)を想定してください。

以 上